

令和 7年 10月 1日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所 宇佐市大字南宇佐635番地
申請者 一般社団法人 宇佐市医師会
氏 名 会長 時枝 正史
電話番号 (0978) 37-2300

地域医療支援病院業務報告書

標記について、医療法施行規則第9条の2の規定に基づき、令和6年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒872-0102 大分県宇佐市大字南宇佐635番地
氏 名	一般社団法人 宇佐市医師会 会長 時枝 正史

2 名 称

宇佐高田医師会病院

3 所在地

〒872-0102 大分県宇佐市大字南宇佐635番地 電話番号(0978) 37 - 2300
--

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合 計
床	4床	床	床	106床	110床

5 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
集 中 治 療 室	(主な設備) 患者監視装置、人工呼吸器、DC装置、心電計、 輸液ポンプ 病床数 6 床
化 学 検 査 室	(主な設備) 遠心機、生化学自動分析装置、自動血清分注装置、 グリコヘモグロビン分析装置、全自動化学発光免疫測定装置、 血糖測定装置、血液一般検査自動機器、凝固検査自動機器、 尿一般検査自動機器、輸血検査自動機器、
細 菌 検 査 室	(主な設備) ふ卵器、顕微鏡、安全キャビネット、PCR検査機器
病 理 検 査 室	(主な設備) 迅速凍結切片作成装置、伸展機
病 理 解 剖 室	(主な設備) 解剖用ベッド、病理解剖器具一式

研 究 室	(主な設備) プロジェクター、ホワイトボード
講 義 室	室数 1 室 収容定員 100 人

図 書 室	室数 1 室 蔵書数 200 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備)患者搬送用救急車、患者監視装置、人工呼吸器、酸素ボンベ 保有台数 2 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 22.8 m ² [共用室の場合] ○○室と共用

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

6 他の病院又は診療所からの紹介患者に医療を提供する体制が整備されていることの証明

地域医療支援病院紹介率	71.7%	算定期間	R06年4月1日～R07年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	118.7%		
算出根拠	A：紹介患者の数		1,973人
	B：初診患者の数		2,751人
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数		3,266人

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

7 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類(別紙第1)

8 救急医療を提供する能力を有することを証する書類(別紙第2)

9 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類(別紙第3)

10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法(別紙第4)

11 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類(別紙第5)

12 委員会の開催実績(別紙第6)

13 患者相談の実績(別紙第7)

14 その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類(別紙第8)

(別紙第1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

高度医療機器の利用件数	MRI 46 件	・	CT 236 件
共同利用による手術件数	37 件		
共同指導実施回数	44 件		
尚、共同利用できる病床数は106床であり、開放病床利用率は令和6年度 59.0%でした。また、共同利用(高度医療機器の利用)を行った医療機関の延べ数は、282 件です。そのうち、開設者と直接関係のない医療機関の延べ数は、同じく 282 件です。			

注 当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

すべての設備・施設・医療機器について共同利用できる。

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規定の有無 有・無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者 氏名：[REDACTED]
職種：事務部長

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
			別紙のとおり	

注 当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	106床
--------------	------

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤務時間	備 考
11	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38 課長
12	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
13	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
14	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38 課長
15	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
16	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
17	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
18	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
19	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
20	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
21	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38 課長
22	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
23	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38 課長
24	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38 救急領域特定 行為看護師
25	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38
26	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38

27	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
28	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
29	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
30	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
31	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
32	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
33	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
34	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
35	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
36	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
37	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
38	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
39	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
40	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
41	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
42	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
43	臨床検査 技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤務時間	備 考	
44	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
45	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
46	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
47	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	副部長
48	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	課長
49	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
50	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
51	臨床工学技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
52	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	課長
53	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
54	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
55	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
56	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
57	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	
58	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	38	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4 床
専用病床	0 床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室・救急診察室	49.88 m ²	(主な設備)人工呼吸装置・生体監視装置 輸液ポンプ、シリンジポンプ、無影灯、血液ガス分析装置、超音波装置	可
集中治療室	84.86 m ²	(主な設備)患者集中監視装置・除細動装置 心電計・人工呼吸装置	可
内視鏡室	198.30 m ²	(主な設備)上部・下部内視鏡装置	可
生理検査室	49.59 m ²	(主な設備)心電計、トレッドミル装置、サイクルエルゴメーター、超音波撮影装置、呼吸機能肺検査装置	可
手術室 2室	207.06 m ²	(主な設備)手術台、無影灯、麻酔器、心電図モニター、腹腔鏡下手術システム一式、超音波撮影装置	可
MR I 室	37.75 m ²	(主な設備) MR I	可
CT室	52.93 m ²	(主な設備) 80列マルチCT	可
血管撮影室	66.12 m ²	(主な設備)心電図モニター・血管造影装置一式・生体監視装置・除細動器	可

4 備考

昭和56年4月に第二次救急指定医療機関および開放型病院の指定を受け、共同利用型の病院として救急医療に取り組んでいます。災害拠点病院としては ICLS コースを継続開催し、地域の医療従事者の救急対応力向上に寄与しています。さらに、大分DMAT指定病院として要請に応じて出動し、大分県重症難病患者医療ネットワーク基幹協力病院として地域医療を支えています。

また、大分県北部医療圏で唯一の第二種感染症指定医療機関であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関にも指定されています。あわせて、第一種・第二種協定指定医療機関、結核指定医療機関の指定も受け、感染症への対応体制を整えています。

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号各都道府県知事あて厚生省医政局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	1,029人 (789人)
上記以外の救急患者の数	783人 (256人)
合計	1,812人 (1,045人)

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2台
---------------	----

(別紙第3)

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を
行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

医師	: 学術研修会、学術講演会、症例検討会、等
看護師	: 看護研修、感染防止対策研修(医療・介護施設への指導をふくむ) 等
診療放射線技師	: ICLS、BLS等
理学療法士	: 心臓リハビリ、機能訓練
社会福祉士	: 地域連携、救急連携

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	27回
(2) (1)の合計研修者数	911人

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無 有・無

(2) 研修委員会設置の有無 有・無

(3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨 床 経 験 年 数	特 記 事 項
	医師	循環器内科	宇佐市医師 会 理事	26年	教育責任者
	医師	外科	院長	39年	
	医師	循環器内科	副院長	29年	
	医師	外科	外科	20年	
	看護師		部長	38年	
	看護師		主任	22年	
	診療放射線 技師		課長	26年	
	看護師			37年	
	理学療法士		主任	17年	
	社会福祉士		課長	19年	

注 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
大研修室	169.00 m ²	(主な設備) プロジェクター、放送設備、 スクリーン等
第一会議室	66.12 m ²	(主な設備) プロジェクター、スクリーン
第二会議室	25.60 m ²	(主な設備) 大型モニター
学生実習室	15.74 m ²	(主な設備) テーブル等

(別紙第4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	サーバー室	電子カルテ・画像サーバー等で保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	事務室
	救急医療の提供の実績	事務室
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	事務室
	閲覧実績	診療情報管理課
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医療連携課

注 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	診療情報管理課
閲覧の手続の概要 開示規定、診療録開示マニュアルに沿って、開示している。 また、開示を希望される方へ案内文書を掲示している	
別紙のとおり	

前年度の総閲覧件数		16 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	16 件

注 閲覧件数については、前年度の総延べ人数を記入すること。

(別紙第6)

委員会の開催の実績

委員会の開催回数	9回
委員会における議論の概要	
運営状況について 事務局より医師会病院の実績及び、令和6年度の活動状況を報告した。 <ul style="list-style-type: none">・外来患者実績、入院患者実績・病床利用率、平均在院日数・紹介・逆紹介数・救急車搬入件数・職員数動態・損益計算書・キャッシュフロー 委員より 病院立て替え検討状況についての質問があった。また、病床利用率の低下について質問があり対応について協議した。	
その他 昨年同様、DMAT活動状況、ICLSや地域へのBLS講習、感染対策の講習などについて報告を行った。	

注 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(別紙第7)

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他(医療連携室)
主として患者相談を行ったもの (複数回答可)	社会福祉士、看護師
患者相談件数	7,232件
患者相談の概要	
<p>患者相談の概要：受診・入院依頼・相談、退院後の療養先に関する相談、介護保険・身体障害者手帳などの各種社会制度の相談、医療費・生活費などの経済的な相談、退院前カンファレンス、介護支援等 連携指導、退院時共同指導カンファレンス、セカンドオピニオン相談、苦情・クレーム等</p>	

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し、記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(別紙第8)

その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類
(この項目についての記載は任意です。)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
評価を行った機関名：公益財団法人 日本医療機能評価機構 日本医療機能評価機構 3rdG:Ver.1.0(2014年10月 更新認定) 日本医療機能評価機構 3rdG:Ver.2.0(2019年10月 更新認定) 日本医療機能評価機構 3rdG:Ver.3.0(2025年 6月 更新認定)	

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページ及び広報誌にて、情報の発信を行っている。 また、地域の医療機関や施設の職員の方と研修会、勉強会等を開催し、連携を強化する取組をしている。特に、感染認定看護師による研修やラウンドなどを地域医療機関に出向いて行っている。	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
・退院調整部門の概要 入院時退院時スクリーニングシートを用いて、退院調整が必要な対象者を抽出。医療連携室の看護師やMSWが病棟職員他コメディカルと協同で必要に応じて患者・家族を含めたカンファレンスを行い、在宅サービスのや施設のご案内など調整している。	

4 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 心不全の地域連携クリティカルパスを準備中である。 肺癌のクリティカルパスは、対応をしている。 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 地域医療機関への説明会や説明文書の配布など計画中である	

宇佐高田医師会病院開放型病院（共同）利用規程

（総則）

第1条 この規程は、宇佐高田医師会病院（以下「病院」という。）は、地域医療の充実及び向上を図ることを目的とし、地域の医師に対して病院の施設・設備の全てを開放し常時利用できるものとする。

但し、次条の開放型病院登録医（以下登録医という）に限り利用できるものとする。

（開放型病院登録）

第2条 宇佐市医師会、豊後高田市医師会の会員の医師は、医師会入会時に登録医の資格を取得するものとする。

上記以外の医師は、所定の手続きのうえ、病院が認めたものを登録医とする。

但し、登録医は医師賠償保険に加入している者でなければならない。

（共同診療・指導）

第3条 登録医は、病院の医師と共同で患者の治療・指導を行うものとする。

2. 登録医を主治医、病院医を副主治医とし、院内における急変時の対応は病院医が行うものとする。
3. 登録医は診療にあたり、白衣の着用、所定のネームカードをそれに身につけなければならない。
4. 登録医が、病院にて自己が紹介した患者を診療した場合は、診療録にその旨を記載しなければならない。
5. 登録医は自己が入院させた患者を診療する権利及び義務を有するものとする。
6. 登録医は、自己の紹介した患者の手術・検査等を施行又は立ち会うことができるものとする。
7. 診療に必要とする診療材料等は病院負担とする。

（診療報酬）

第4条 登録医が、病院にて手術・処置を施行した時は、下記のドクターフィを支払うものとする。

- | | | |
|----------------------|-------------------|------|
| ①：執刀医として手術に参加した場合は、 | その手術の診療報酬 | 50%、 |
| ②：介助として手術に参加した場合は | ” | 30% |
| ③：執刀医、介助と2名手術に参加した場合 | ① 執刀医 40%：介助医 20% | |
| | ② 執刀医 30%：介助医 30% | |

病院にて自己の紹介した患者を診療した場合は、登録医の自院にて「開放型病院共同指導料

（Ⅰ）」を算定し、病院に於いては「開放型病院共同指導料（Ⅱ）」を算定するものとする。

上記算定に関し、登録医で徴収すべき患者の自己負担分を、病院にて代理請求・受領が出来る時は、登録医の要望があれば、病院にて行い後日送金するものとする。

他の入院料等の診療報酬は病院にて全額請求するものとする。

(診療責任)

第5条 登録医の紹介した患者の治療・管理は病院の責任において行うものとする。

2. 登録医の紹介した患者に医療事故が発生した場合は、原則として病院がその解決に当たるが、病院は登録医にその解決の為の協力を要請することができる。

(その他)

第6条 登録医は、病院への交通費は自己の負担にて行うものとする。

その他細則は運用規定で定めるものとする。

(規定の改変)

第7条 本規程の改変は運営委員会の審議を経て、宇佐市医師会理事会の議決に基づき行うものとする。

(付則)

第8条 この規程は、平成23年1月 1日から施行する。

平成23年5月27日 一部改訂する。

平成29年9月27日 一部改訂する。

文書番号	個人-01-03-25-0001
主管理	個人情報推進委員会

宇佐高田医師会病院

診療情報開示規定

第1条（基本理念（目的））

- 1、本規定は、患者様に疾病の内容を十分にご理解していただき、医師と患者様との信頼関係を保ち、共同して疾病を克服することを目的とする。
- 2、診療により知り得た情報、記録等は当院と患者様または患者様を診療する他の保険医療機関が共有すべきものであり、基本的には全ての情報が診療情報提供の対象となる。
- 3、診療情報の開示とは、この情報を閲覧、要約、コピーにより示し、また求められれば説明も含め、患者様が疾病の内容を十分に理解できる様努めること。
- 4、患者様また、ご家族の方より診療録の開示を求められたら、原則これに応じることとする。

第2条（開示を受ける者）

- 1、原則として開示を受ける者は成人した判断能力のある患者様ご本人とする。
注：例外として次の2以下の者も開示を受けることができる。
- 2、患者様に法廷代理人又は、代理権を与えられた成年後見人がある場合は、法廷代理人、または成年後見人。
- 3、患者様から代理権を与えられたご親族。（4親等内までとする）
注：それまでの症状等の経過の説明を受けていたご親族の方に代理人になって頂くのが望ましい
- 4、患者様が未成年の場合、ご両親又は保護者。
注：ご両親又は保護者であっても開示がふさわしくない場合があるため、十分に注意する。（離婚等の家庭事情を考慮）
- 5、患者様が15歳以上の未成年の場合は、疾病の内容によっては患者様ご本人のみが請求することができる。
- 6、患者様ご本人に判断能力がない場合は、患者様の世話を現に行っているご親族又は縁故者。

第3条（開示の手続き）

第1項（手続き）

- 1、診療情報開示請求の受付は事務受付とする
- 2、当院規定の各開示申請書兼受領書に必要事項をご記入の上、事務受付窓口へ提出して頂く。
- 3、開示を受ける者が代理人である場合は、ご本人同意書の欄に署名していただく。
（署名はご本人自筆とする）

文書番号	個人-01-03-25-0001
主管理	個人情報推進委員会

宇佐高田医師会病院

開示を受ける者は運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカードのいずれかで確認を行う。（写真の入った運転免許証、パスポート、マイナンバーカードが望ましい）

- 4、ご本人が同意書へ署名できない場合やご遺族の場合は、患者様ご本人との続柄を証明する書類（戸籍謄本）を提出して頂く。

患者様のプライバシー守秘のため十分に確認を行う。

- 5、患者様ご本人が開示の請求にこられた場合でも、事務の受付者が患者様ご本人の確認ができない場合は、運転免許証等で確認を行う。上記確認事項は書類として保管しておく。

- 6、患者様ご本人の同意の意志が確認できなければ、開示を拒否することもできる。

第2項（開示の決定）

- 1、開示請求受付後、速やかに事務担当者より事務部長に報告し、主治医に報告後申請書の決裁を仰ぐ。
- 2、開示の内容に応じて、主治医の他に当該患者様に提供を求められた部署（病棟、外来）の管理者の判断も必要とする。
- 3、主治医は、当該患者様に関わった部署の管理者の意見及び本規定、第1条、第2条、第4条を鑑み、開示の同意、不同意の判断を行う。
- 4、開示の最終責任は院長にあることとする。
- 5、主治医及び当該患者様に関わった部署の管理者は、医師法に定める守秘義務、患者様の心身、疾病及び開示を受ける者が適当であるかを十分に考慮し決定する。

第4条（開示の拒否・保留・不可）

- 1、下記の事由の場合は、開示の拒否または保留ができることとする。
 - (1) 患者様ご本人の心身に悪影響を及ぼす恐れがある場合。
 - (2) 第三者の利益を害する恐れがある場合。
 - (3) 患者様ご本人と代理人の関係が、開示に対して不適切である場合。
 - (4) 上記以外に主治医が開示を適当でないと判断した場合。
- 2、拒否又は保留についてはその理由を文書にて申立人に通知する。

注：(1) についての理由添付は患者様の心身及び状態を考慮し、慎重に添付
- 3、不可は、廃棄等により診療録の存在が認められない場合とし、その旨を申請者へ伝える。必要時「不存在証明書」を発行する。

第5条（開示の手段・内容）

第1項（開示の手段）

- 1、開示日、当日必ず本規定第2条に該当する開示を受ける者であることの確認を行う。
- 2、原則として口頭による説明、説明文（退院時要約）の交付、診療録の開

文書番号	個人-01-03-25-0001
主管理	個人情報推進委員会

宇佐高田医師会病院

示等適切な方法で診療情報の開示を行う。

- 3、医師との面談の希望があれば、診療録又は退院時要約を元に口頭の説明も行い理解に努める。
- 4、開示にあたっては、開示を受ける者、医師以外に立会人を置き、その内容を記録する。
- 5、立会人は、当院職員とする。
- 6、面談の日時については、申立人、病院側の両者の都合を考慮し、決定する。
(予約制とする。)
- 7、開示時に、補足的な説明を求められた場合は、当規定第5条第1項2に準じて、速やかに対応することとする。

第2項 (開示の内容)

- 1、患者様が「知りたくない希望」を表明した場合は、これを尊重する。
また、患者様のご家族より患者様ご本人に「知らせないでほしい」と希望された場合もこれを尊重する。
悪性疾患の病名を患者様及び患者様ご家族に告知していない場合、開示内容等十分に注意を払う。
- 2、医師の判断により開示に必要とされる診療録、退院時要約、検査所見、X-P 写真、看護記録等があればコピーをして渡すこととする。
- 3、申立人の希望により、診療録、X-P 写真、検査所見、看護記録等のコピーを求められた場合、その選択は医師の判断により行うものとする。
- 4、開示を受けた方より、開示物の受領書にサイン・捺印をしていただく。
- 5、受領書は、別紙の通りとします。

第6条 (開示の記録)

- 1、主治医が面談する場合は、立会人が開示月日、開示を受けた者、開示内容等必要事項を所定の用紙に記録する。
- 2、面談しない場合は、事務担当者が上記必要事項を所定の用紙に記録することとする。
- 3、書類は開示書類綴りに綴り、事務室保管とする。

第7条 (委員会の設置)

- 1、病院内に「個人情報保護推進委員会」を設置する。(以下：委員会という。)
- 2、委員会の構成は、院長を委員長として、以下、副院長、事務局長、事務部長、参与、看護部長、診療情報部長、各病棟看護課長、薬剤課長、検査課長、放射線科課長、医療連携課長、経理人事課長、施設管理課長、システム課主任、診療情報管理課主任、医事課主任、栄養課主任を委員とする。また、委員以外にも委員会が必要と認めた場合には、関係職員を出席させることができる。
- 3、委員会の開催は、必要時に応じて、委員長、主治医 他、各委員の判断で開催する。

文書番号	個人-01-03-25-0001
主管理	個人情報推進委員会

宇佐高田医師会病院

- 4、委員会では、委員の諮問に応じて、診療情報の開示の可否、開示の範囲等について審査を行い、答申する。

第8条（ご遺族に対する診療情報の開示）

- 1、ご遺族に対する診療情報の開示に当たっては、当院、診療情報開示の規定に準用し行うこととする。
- 2、ご遺族への診療情報の開示を求め得る範囲は、患者様の配偶者、子、父母、及びこれに準ずる者、また法定代理人がいる場合は、法定代理人までとする。
- 3、ご遺族に対する診療情報の開示に当たっては、患者様ご本人の生前の意志、名誉等を十分に尊重する。
- 4、開示に際して必要がある場合は、委員会で諮問のうえ、開示を決定する。

第9条（開示の費用）

申立人が希望した検査所見等のコピーは別途実費を徴収いたします。

第10条（医療機関相互の提供）

- 1、医師は患者様の診療のため、患者様の同意を得た上で、（患者様ご本人に判断能力がない場合はご親族または縁故者の同意を得た上で）他の医師に対して直接に、診療情報の提供を求めることができる。
- 2、患者様を他の医療機関に紹介する際には、診療情報を提供することとなるため、患者様の同意を得た後、（患者様ご本人に判断能力がない場合はご親族または縁故者の同意を得た上で）行うこととする。またこの際、X線写真等の貸し出し可能な診療情報は貸し出しできることとする。
- 3、医療機関より診療情報を求められた場合、患者様の同意を確認の上、速やかにこれに応じ、X線写真等の貸し出しもできるものとする。

第11条（苦情処理）

- 1、診療録開示に際して苦情があった場合は、医療連携室を受付窓口とし、対応するものとする。
- 2、窓口では、苦情内容について医療連携課長を通じて主治医に報告のうえ、苦情内容を鑑み、委員会で検討を行うこととする。

附 則

2008年4月1日施行。
2011年6月15日改定
2014年4月1日改定
2018年4月2日改定
2019年4月8日改定
2024年8月7日改定
2024年12月9日改定

令和6年度教育研修会実績

教育研修会（職員・新人職員）

日 時	内 容	場 所	参加人数
4月27日	第18回宇佐高田医師会病院IGLS(院外スタッフ1名参加)	大研修室	15
8月31日まで	第1回感染対策研修会 eラーニング 『薬剤耐性菌の基礎と近年の動向』 『感染対策の基本と標準予防策』 『手指衛生と個人防護具着用の必要性』	各自受講	204
8月20日～10月30日	第1回医療安全研修 学研メディカルサポート eラーニング ①急性期における身体拘束の現状②身体拘束の倫理的なジレンマ ③急性期病棟での身体拘束最小化をめざすために	各自受講	219
12月4日(水)	第2回 TQM活動報告会	医師会病院 大研修室	99
11月9日	第19回宇佐高田医師会病院IGLS(院外スタッフ2名参加)	大研修室	16
12月1日～12月28日	第2回医療安全研修 学研メディカルサポート eラーニング ①高齢者虐待における病院の役割 ②障がい者虐待における病院の役割	各自受講	215
12月16.17.18日	全職員対象BLS	第一会議室	229
3月5～6日	疥癬 感染防止対策	医師会病院 第一会議室	72
3月31日まで	第2回感染対策研修会 eラーニング 『薬剤耐性菌の基礎と近年の動向』 『感染対策の基本と標準予防策』 『手指衛生と個人防護具着用の必要性』	各自受講	210

教育研修会（地域医療従事者対象）

●	4月10日	2024年度新人教育研修②感染管理の基礎	大分県看護研修会館	70
●	6月5日	宇佐ナーシングホーム泰生園 『感染症および食中毒の予防及び蔓延の防止』	宇佐ナーシングホーム 泰生園	20
●	6月13日	特別養護老人ホーム妻垣荘、地域密着型特別養護老人ホーム安心院の里 妻垣 『感染予防対策』	特別養護老人ホーム 妻垣荘、地域密着 型特別養護老人	60
●	10月18日	令和6年度社会福祉施設向け感染症対応力強化リーダー育成研修	医師会病院 大研修室	20
●	10月29日	社会福祉法人宇水会 『食中毒予防・感染症予防』	宇水園 エリザベートホール	90
●	11月12日	令和6年度社会福祉施設向け感染症対応力向上研修 『社会福祉施設における感染症対策の基本』	豊後高田土木事務 所 3階大会議室	31
●	11月14日	社会福祉法人明峰会 ケアハウス光 『新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症など』	ケアハウス光	10
●	12月13日	令和6年度豊後高田地域感染症看護連絡会 『医療機関における感染症対策の基本』	北部保健所豊後高 田保健部2階大会議 室	13
●	1月10日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰに関わる研修会	医師会病院 大研修室	34
●	1月29日	令和6年度社会福祉施設向け感染症対応力強化リーダー育成研修 演習 ②	中津総合庁舎 3階大会議室	40
●	3月27日	障害者施設等感染対策向上加算Ⅰに関わる研修会	まほろば思郷苑	5

在宅医療・介護連携多職種研修会

393

日 時	内 容	場 所	参加人数
-----	-----	-----	------

令和6年度教育研修会実績

6月7日	ACP(人生会議)連携研修会	宇佐文化会館 小ホール	48
8月21日	第1回 認知症対応力向上研修会	さんさん館体育館	88
10月30日	第2回 認知症対応力向上研修会	さんさん館体育館	91
2月7日	第1回 糖尿病連携研修会 ～糖尿病患者の在宅管理～	宇佐高田医師会病院 第1会議 (Web配信)	79

学術研修会 (地域医師・医療従事者対象)

日 時	内 容	場 所	参加人数
● 5月24日	『かかりつけ医に知ってほしい見逃しては いけない腰痛症』	宇佐市医師会 大研修室	48
● 9月13日	『忸度しないこれからのCOVID-19診療 ～抗ウイルス薬の適正使用を考える～』	宇佐市医師会 大研修室	26
● 10月24日	臨床集談会～医療連携情報交換会を兼ねて～ 『下肢静脈瘤(レーザー治療)の紹介』 『心エコー(新機器導入による診断)』	宇佐市医師会 大研修室	51
● 11月15日	『新規認知症治療の実際と地域医療連携』	宇佐市医師会 大研修室	11
● 12月11日	日本医療機能評価機構 2024年度医療QMフォローアップセミナー質改善の実践事例の共有 web 「転倒転落率の減少を目指して」	WEB	41
● 1月21日	『逆流性食道炎における初期治療の重要性と長期維持療法の有効性・安全性』	宇佐市医師会 大研修室	79
● 2月27日	臨床集談会～興味ある症例～『家族性高コレステロール血症患者に学ぶ身体診察の重要性』『当院で経験した「慢性心不全」の症例について』『当院における高齢者の肥大症に対する経尿道的前立腺吊り上げ術(PUL)の初期経験』『インフルエンザの漢方診断』	宇佐市医師会 大研修室	27
● 3月12日	『アルツハイマー型認知症の効果的な 予防法と治療薬の選択』	宇佐市医師会 大研修室	37

特別研修会

320

日 時	内 容	場 所	参加人数
● 7月26日	入居者へのポジショニング指導	宇佐市 ウェルネス ひかり(施設)	1
● 11月26日	BLS研修	賀来内科	35
● 11月26日	医療放射線安全研修	賀来内科(課長)	2
● 12月18日	心不全ポイントについて	小野内科病院	35
● 3月15日	宇佐・豊後高田地域研修会 看護研究発表会	宇佐高田医師会病 院	57

130

感染対策訪問指導等 (地域医療機関、介護施設等)

日 時	内 容	場 所	参加人数
5月23日	指導強化加算 実地指導 ながまつ内科小児科クリニック	ながまつ内科小児科ク リニック	訪問

令和6年度教育研修会実績

12月20日	指導強化加算 実地指導 高田中央病院	高田中央病院	訪問
2月3日	指導強化加算 実地指導 和田病院	和田病院	訪問
3月11日	指導強化加算 実地指導 宇佐メディカルクリニック	宇佐メディカルクリニック	訪問
9月4日	成光苑 感染防止対策アドバイス	成光苑	訪問
11月8日	柳ヶ浦高校 看護学科専門課程2年生 臨床統合実習 感染防止対策	医師会病院 大研修室	10

医療安全地域連携等 (地域医療機関、)

2月 17日	医療安全地域連携評価カンファレンス玄々堂整形	玄々堂整形	4
2月 18日	医療安全地域連携評価カンファレンス高田中央病院	高田中央病院	2
2月 19日	医療安全地域連携評価カンファレンス佐藤第一病院	佐藤第一病院	6
2月 20日	医療安全地域連携評価カンファレンス中津市民病院	中津市民病院	3

救急災害対策研修会等 (院内職員・地域住民・学童・保護者対象対象)

日 時	内 容	場 所	参加人数
4月25日	玄々堂整形外科 BLS研修(インストラクター3名)	玄々堂整形外科	30
7月3日	糸口小学校 BLS研修(インストラクター5名)	安心院小学校	40
7月4日	安心院小学校 BLS研修(インストラクター5名)	安心院小学校	40

症例検討会 (地域医師・救急隊・医療従事者対象)

日 時	内 容	場 所	参加人数
● 6月 20日(木)	宇佐市・豊後高田市救急隊との症例検討会	医師会病院 第一会議室	24
● 10月 31日(木)	宇佐市・豊後高田市救急隊との症例検討会	医師会病院 第一会議室	20
● 2月 20日(木)	宇佐市・豊後高田市救急隊との症例検討会	医師会病院 第一会議室	24

特別研修会

68

9月7日	市民講座～在宅医療を知る宇佐市民講座～ 上映	「痛くない死に方」 宇佐文化会館 大ホール	350
------	---------------------------	-----------------------------	-----

登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支障と関係
安心院クリニック	益田 治雄	宇佐市安心院町下毛2015	内、消内	宇佐市医師会
安心院中央医院	医療法人葵会 理事長 田邊 簡一	宇佐市安心院町下毛2109-5	内、消内	
いしだ内科	石田 修二	宇佐市大字長洲2241	循内、呼内	
院内中央医院	医療法人安土会 理事長 安倍 緑	宇佐市院内町大副483-1	内、外	
上田医院	上田 征八郎	宇佐市大字上田489	内、循内	
植山循環器科内科クリニック	植山 敬久	宇佐市大字四日市76	内、循内	
宇佐胃腸内科医院	医療法人新生会 理事長 瀬上 茂	宇佐市大字江須賀4092-1	内、消内	
宇佐中央内科病院	医療法人徳和会 理事長 徳光 克己	宇佐市大字江須賀4046-1	内	
宇佐病院	医療法人起愛会 理事長 新竹 得太	宇佐市大字南宇佐1655	精	
宇佐リハビリ診療所	医療法人立清会 理事長 轟木 峻	宇佐市大字山本1658	内、リハビリ	
宇佐レディースクリニック	医療法人社団真和会 理事長 森本 和秀	宇佐市大字法鏡寺336-1	産、婦	
小野内科病院	医療法人弘陽会 理事長 小野 忠弘	宇佐市大字南敷田705-1	呼内、循内	
賀来内科医院	医療法人 賀来内科医院 理事長 賀来 寛雄	宇佐市大字南宇佐2155-4	内、腎内	
桐田眼科医院	医療法人桐田眼科医院 理事長 桐田 光彬	宇佐市大字四日市2625	眼	
くぼたクリニック	医療法人賛天会 理事長 窪田 正典	宇佐市大字上田81-1	泌、内	
くまのみどう小児科	医療法人くまのみどう小児科 理事長 熊埜 御堂 義昭	宇佐市大字四日市10-1	小	
クリニックオアシス	医療法人宇水会 理事長 石田 浩一郎	宇佐市大字和氣477-1	内、リハ	
黒田整形外科	医療法人藤心会黒田整形外科 理事長 黒田 利秀	宇佐市大字上田1510	整、外	
桑尾病院	医療法人財団興仁会 理事長 桑尾 定明	宇佐市大字四日市118	消内、外	
玄々堂整形外科	医療法人玄々堂 理事長 花岡 雅秀	宇佐市大字石田33-2	整、リハ	
玄々堂泌尿器科	医療法人玄々堂 理事長 花岡 雅秀	宇佐市大字四日市19-1	泌	
佐藤第一病院	医療法人明徳会 理事長 佐藤 仁一	宇佐市大字法鏡寺77-1	内、脳神経	
佐藤とよかわクリニック	医療法人明徳会 理事長 佐藤 仁一	宇佐市大字中原347	小、外	
佐藤レディースクリニック	医療法人 大神会 理事長 大神 正幸	宇佐市大字上田1060-2	産、婦	
時枝内科医院	医療法人 時枝内科医院 理事長 時枝 正史	宇佐市大字葛原777-1	内、消内	
轟木整形外科	轟木 将也	宇佐市大字南宇佐766	整、リハ	
内科 原澤医院	原澤 一郎	宇佐市大字下高家1124-1	内、麻	
にしむら皮膚科医院	医療法人にしむら皮膚科医院 理事長 西村 正幸	宇佐市大字葛原780-1	皮	
はたで眼科	医療法人昭仁会 理事長 幡手 昭男	宇佐市大字法鏡寺205-1	眼	
古荘医院	医療法人古荘医院 理事長 古荘 陽三	宇佐市安心院町下毛2064-11	内、循内	
宮原医院	医療法人宮原医院 理事長 宮原 哲郎	宇佐市大字四日市1486-6	消内、外	
宗像医院	宗像 光輝	宇佐市大字下時枝549	内、循内	
村上医院	医療法人 翔陽会 理事長 村上 直彦	宇佐市安心院町木堂237	内、小	
吉田耳鼻咽喉科	吉田 周平	宇佐市大字上田字寺/前170番12	耳	
レディースクリニック松本醫院	松本 英雄	宇佐市貴船町1-32	婦、内	
遊辺医院	医療法人美岳会 理事長 帆足 茂久	宇佐市大字四日市19-1	呼内、循内	
和田病院	医療法人信和会 理事長 和田 陽子	宇佐市大字出光165-1	外、泌	
高田中央病院	医療法人新生会 理事長 瀬上 茂	豊後高田市新地1176番地1	内 消内 血液	
千嶋病院	医療法人積善会 理事長 千嶋 達夫	豊後高田市呉崎738番地1	精 心内	
玄々堂高田病院	医療法人玄々堂 理事長 花岡 雅秀	豊後高田市界378番地2	整外 内 リハ他	
安部内科	安部 思	豊後高田市玉津415	内	
せぐち内科	医療法人社団せぐち内科 理事長 瀬口 正志	豊後高田市玉津1316番地1	内	
原田医院	医療法人 真萌会 原田医院 理事長 原田 和典	豊後高田市中真玉2133番地	内 呼 消 他	
サンクリニック	医療法人新生会 理事長 瀬上 茂	豊後高田市見目3915番地1	内 皮 他	
くれさき循環器クリニック	三浦 徹也	豊後高田市呉崎1592	内 循環器内	
みずのえ呼吸器内科クリニック	医療法人 みずのえ呼吸器内科クリニック 理事長 水之江 俊治	豊後高田市界字荒田379番地9	呼内 内	
ながまつ内科・小児科クリニック	医療法人ながまつ内科・小児科クリニック 理事長 永松 秀康	豊後高田市玉津110番地1	内、小 他	
おしうみファミリークリニック	医療法人 Felix Vita 理事長 鷲海 太郎	豊後高田市玉津357番地	内 外 小 他	

宇佐市医師会

豊後高田市医師会